

# 居宅介護従業者等養成研修 について

## 障害者自立支援法の施行に伴う現行研修の再編等

### 1. 訪問系サービスの見直し

障害者自立支援法の施行に伴い、訪問系サービスに係るサービス体系等の見直しを行うこととしている。

(見直しの内容)

- ・「重度訪問介護」の新設等（H18. 10～）
- ・「外出支援」の地域生活支援事業への移行（H18. 10～）

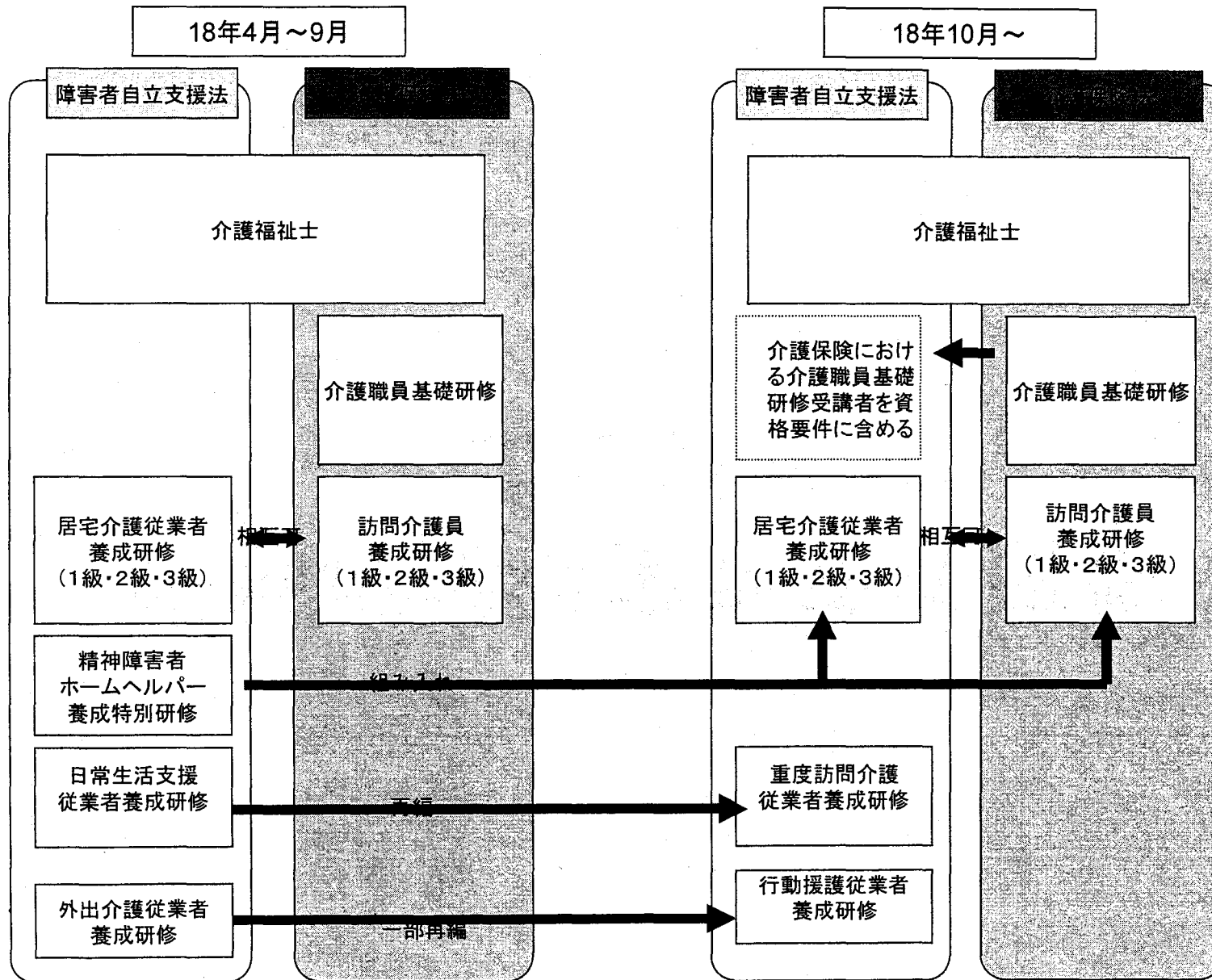
### 2. 研修課程の見直し

このため、現行の居宅介護従業者養成研修等についても、所要の見直しを行うものである。（H18. 10～）

(見直しの内容)

- ・居宅介護従業者養成研修による精神障害者ホームヘルパー養成研修の組み入れ
- ・外出介護従業者養成研修の一部を行動援護従業者養成研修に再編
- ・日常生活支援従業者養成研修を重度訪問介護従業者養成研修に再編

# 障害者自立支援法における訪問系サービス関係研修の整理



# 行動援護従業者養成研修 について

# 行動援護の従業者の資格要件

## ○ 現行

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業に5年以上従事した経験を有するもの

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ニ) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者であって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した者

## ○ H18年10月以降

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)であって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者 ※1

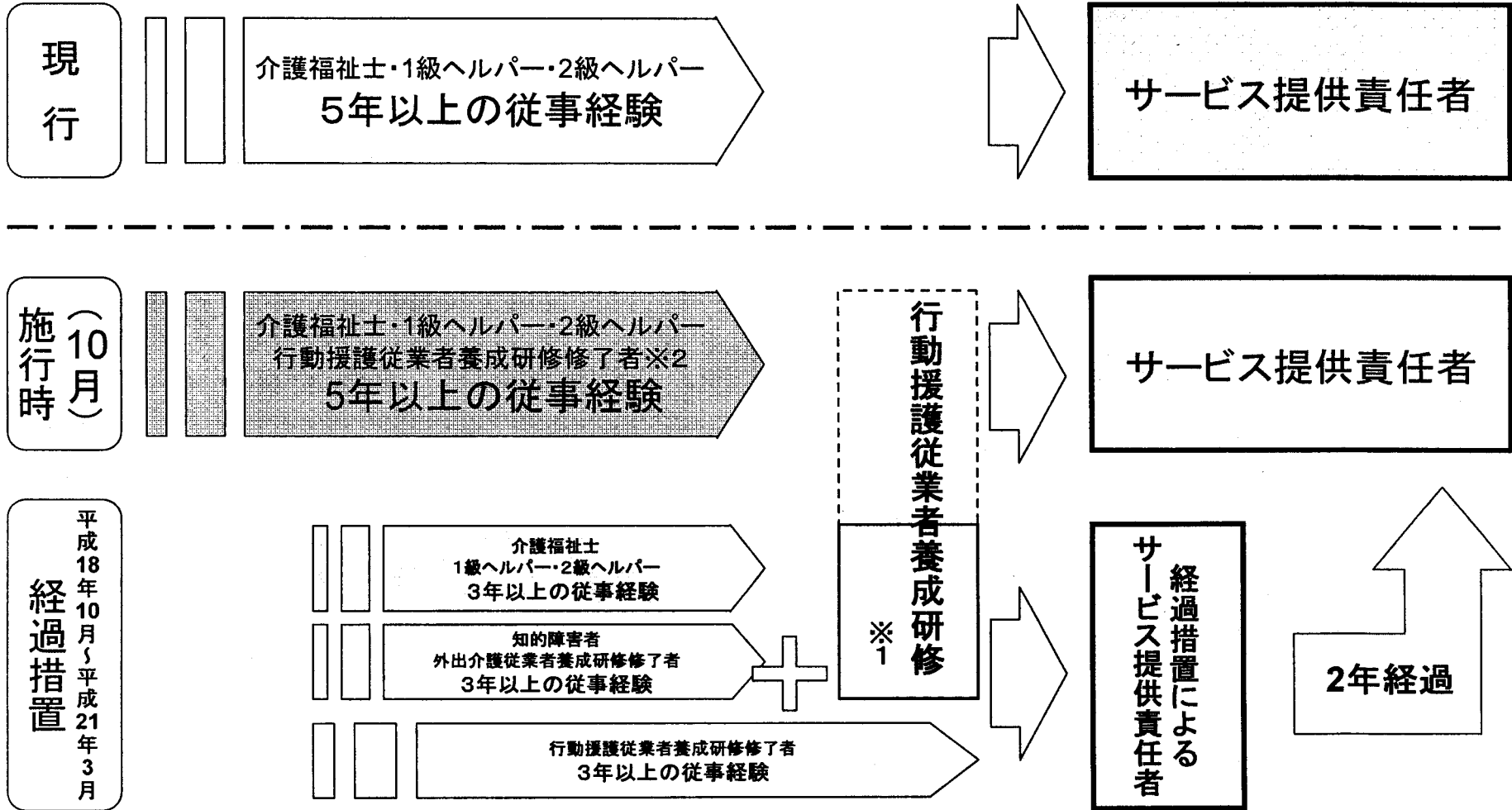
※1 従業者等の要件については、当分の間、①サービス提供責任者については「5年以上」を「3年以上」、②サービス提供職員については、「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける

※2 ※1の経過措置は行動援護従業者養成研修受講を要件とする

※3 ※1の経過措置によるサービス提供の場合は、30%の減算

※4 H18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む。

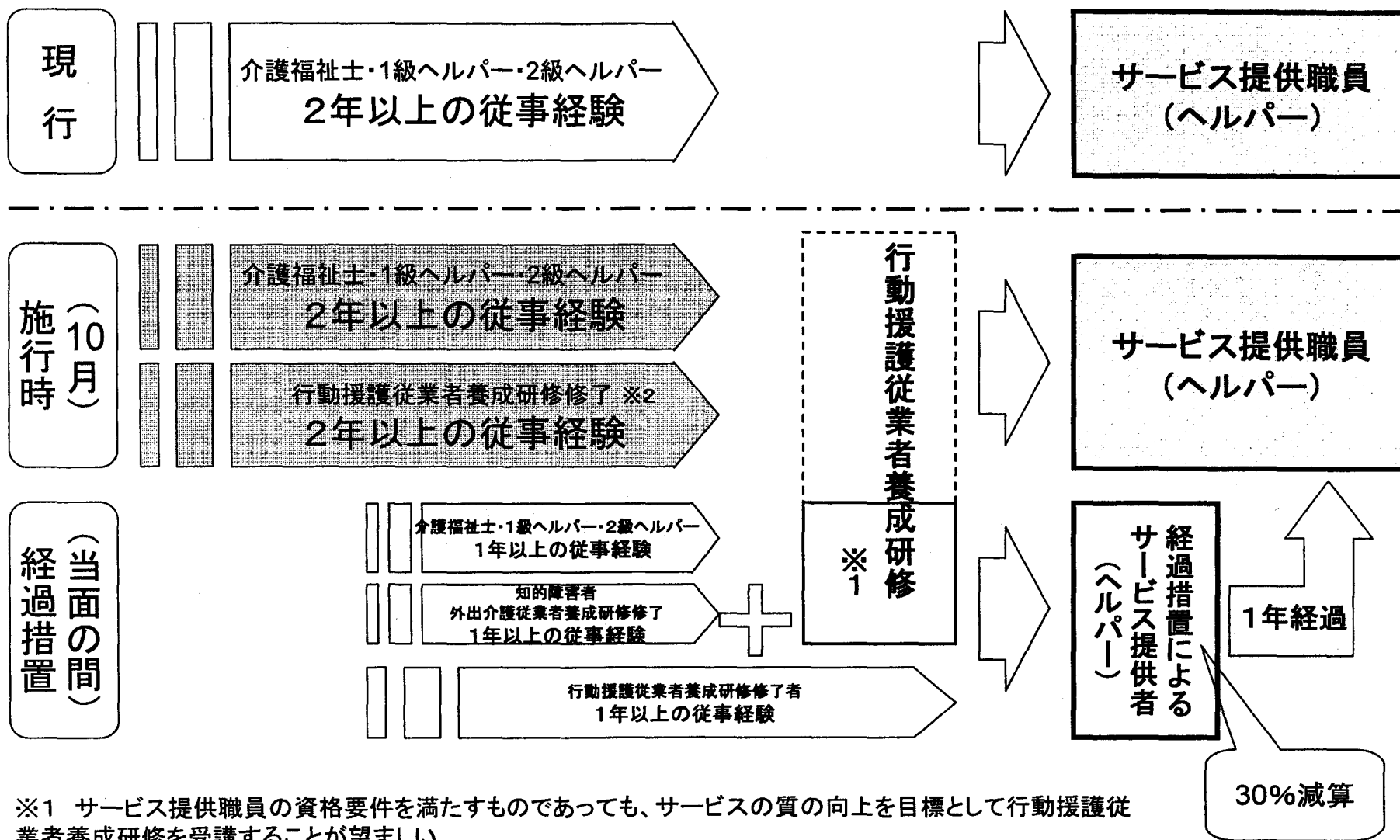
# サービス提供責任者の経過措置について



※1 サービス提供責任者の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む

# サービス提供者(ヘルパー)の経過措置について



※1 サービス提供職員の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了したものを含む

# 研修実施上の留意事項と暫定措置

## 【留意事項】

本年10月において行動援護サービスの指定事業者が確保され地域格差が解消され、必要とする者への適切な利用がなされるよう、特に都道府県に対しては、研修の積極的な受講と研修事業の円滑な実施に配慮されるようお願いする

## 【暫定措置】

H18年度に限り都道府県が行動援護の研修を9月30日までに開催することが困難な場合においては、都道府県知事の判断により、下記の要件を満たす者については、H18年度中の行動援護研修の受講を条件として、行動援護を実施することを認めることとする。

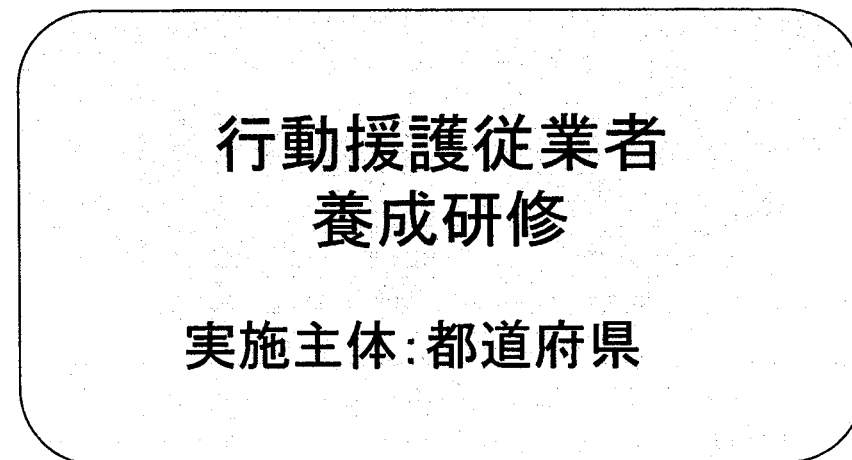
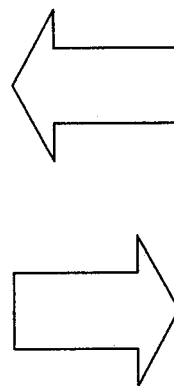
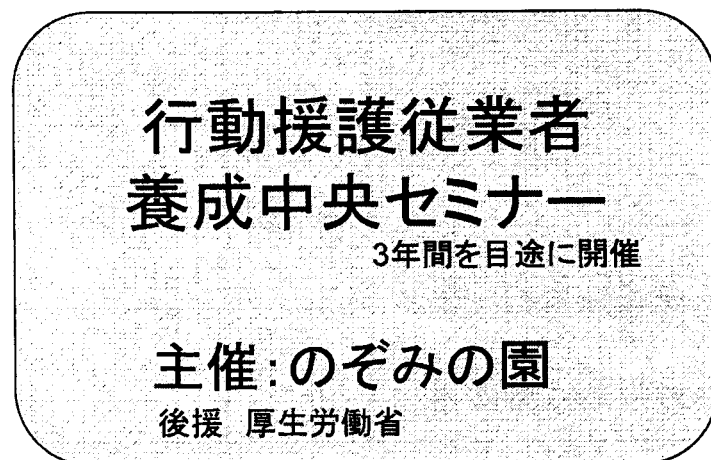
下記の要件を満たす者とは、

- ① サービス提供責任者については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって、H18年9月30日時点において3年以上介護等の業務に従事した者、知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に「3年以上」従事した者
- ② サービス提供職員については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務にH18年9月30日時点において「1年以上」従事した者をいう。

ただし、報酬を30%減とする。



# 行動援護従業者養成研修



## 【受講対象者】

都道府県での行動援護従業者養成研修の演習(グループリーダー)を担う者を3名程度、また適宜必要と認める者

受講者数: 約200名

(各都道府県複数名以上)

## 【受講対象者】

サービス提供責任者、サービス提供職員の要件を満たさない者

サービス提供責任者: 従事期間3年以上5年未満の者  
サービス提供職員: 従事期間1年以上2年未満の者

要件を満たす者で研修受講の意欲のある者

# 行動援護従業者養成研修カリキュラム

日程	区分	科目	時間	備考
一日目	講義 ※	行動援護にかかる制度およびサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権と従事者の職業倫理に関する講義も含む
		行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義	二	
		行動援護の技術に関する講義	二	行動の予測と対応技術。アセスメントと個別支援計画も含む
二日目	演習	行動援護の事例検討	四	実際の行動援護事例による検討
		行動の理解の実際(及びロールプレイ)	三	行動障害の基礎と応用行動分析等による理解の実際と対応技術の習得
三日目		事例分析	四	モデルを使ったグループワークによる演習
	事例分析検討	三	演習結果の発表および講評	
計			二十	

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

## 「行動援護とは」

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（自立支援法第5条4）

※支援費制度において、平成17年4月より、知的障害者・児を対象に実施。

# 行動援護のサービス内容

## 3 行動援護について

### (1) サービス内容

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある

#### ① 予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行うことなど

#### ② 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの(例えば自動車、看板、異性等)に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

#### ③ 身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

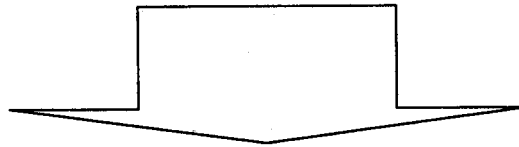
ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」  
(平成18年4月3日障発第0403003号部長通知(抄))

# 行動援護の対象者の基準

## ○ 現行

- 行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する10項目(最高20点)中、評価合計10点以上を対象



## ○ H18年10月以降

- 障害程度区分3以上を対象
- かつ、行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目(最高24点)中、評価合計10点以上を対象

# 行動援護判定基準と認定調査項目

調査項目等	0点		1点	2点	
本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	意思表示できる		時々、独自の 方法	常に独自 の方法	意思表示 できない
言葉以外の手段を用いた説明理解(6-4-イ)	説明を理解できる		時々、言葉以外の 方法	常に言葉以 外の方法	説明を理 解できない
食べられないものを口に入れる(7-ツ)	ない	時々ある		ある(週1回以上)	毎日
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる(7-ノ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	希にある	週に1 回以上	日に1回以上	日に頻回
突然走っていなくなるような突発的行動(7-ヒ)	ない	希にある	週に1 回以上	日に1回以上	日に頻回
過食・反すうなどの食事に関する行動(7-フ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上 換算せず			月1回以上	週1回以上

# 今後の研修スケジュール等について

	前期			10月	後期	
18 年度			18 年度 中央 セミナー	事業の本格的実施	18 年度 都道府 県研修	都府県研修では実施準備まで短期間であること等から、講義については、中央セミナー講義部分の録画ビデオを9月を目処に配布予定。
19 年度		編集テキストの活用 行動援護研修テキスト編集委員会	19 年度 中央 セミナー		19 年度 都道府 県研修	

# 重度訪問介護従業者養成研修 について



# 重度訪問介護従業者の資格要件

## ○ 現行(日常生活支援)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ニ) 従業者のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級・2級又は3級課程修了者
- ハ) 日常生活支援従業者養成研修修了者

## ○ H18年10月以降(重度訪問介護)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程の修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程の修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件(※1)

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- ニ) 重度訪問介護従業者養成研修修了者 (※2)

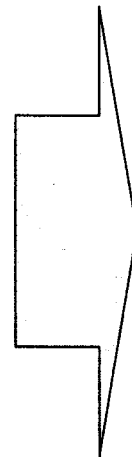
※1 サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

※2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従業者養成研修を修了した者を含む。

# 「日常生活支援従業者養成研修」から 「重度訪問介護従業者養成研修」への改編について

## 【日常生活支援従業者養成研修】

区分	科目	時間数
講義	身体障害者居宅介護等に関する講義	3
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	2
	家事援助の方法に関する講義	1
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	1
演習	全身性障害者の介護技術に関する演習	11
合計		20



## 【重度訪問介護従業者養成研修】

### 【基礎研修】

区分	科目	時間数
講義	重度身体障害者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護とコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
計		10

### 【追加研修】

区分	科目	時間数
講義 ※	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
実習	重度障害者の介護サービス提供現場での実習	3
計		10

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

# 「重度訪問介護」とは

- ・自立支援法第5条第3項

(対象者) 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、

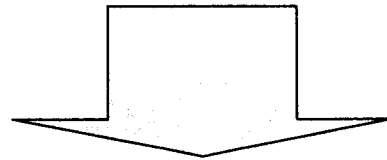
(内 容) 居宅における入浴、  
排せつ 又は  
食事の介護

その他の厚生労働省令で定める便宜 及び  
外出時における移動中の介護を  
総合的に供与すること。

# 重度訪問介護の利用者像

- 障害程度区分が区分4(要介護3程度)以上であって、下記のいずれにも該当する者
  1. 二肢以上に麻痺があること
  2. 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

さらに、加算対象として



# 重度訪問介護加算対象者

1. +15%・・・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者



○ 障害程度区分が 区分6(要介護5程度) に該当する者のうち、  
意思疎通に著しい困難 を有する者であって、以下に掲げる者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者

2. +7.5%・・・区分6(要介護5程度)の者で

重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

※ 加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。